

令和6年那審第12号

裁 決

漁船A漁船B衝突事件

受 審 人 a 1

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 a 2

職 名 A甲板員

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官中山国夫出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人bの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人a1を戒告する。

受審人a2を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和6年1月20日02時59分僅か前

沖縄県伊計島東方沖合

2 船舶の要目

船 種	船 名	漁船A	漁船B
総 ト ン 数	4.8トン	4.6トン	
登 録 長	10.52メートル	9.91メートル	
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	ディーゼル機関	
出 力	176キロワット	136キロワット	

3 事実の経過

Aは、船体後部に操舵室を配し、同室前部右舷側に舵輪及び機関遠隔操縦装置を、同部左舷側に魚群探知機能が付いたGPSプロッターをそれぞれ装備した、一本釣り漁業に従事するFRP製漁船で、a1及びa2両受審人が乗り組み、電子ホーンを備え、操業の目的で、船首0.4メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和6年1月19日17時55分沖縄県うるま市赤野所在の係留地を発し、同県伊計島東方沖合の漁場に向かった。

ところで、a2受審人は、令和5年4月に小型船舶操縦免許を取得したものの、漁業協同組合の組合員ではなかったので、一人では操業が行えず、組合員であるa1受審人が所有するAに甲板員として乗り組み、操船及び操業を行っていた。

a2受審人は、19時30分前示漁場に到着後、移動を繰り返しながら操業を行い、22時05分伊計島灯台から092度（真方位、以下同じ。）2.1海里の地点付近で、直径12ミリメートル長さ80メートルの合成繊維製錨索に連結した重さ20キログラムの鉄製錨を水深57メートルの海中に投入したのち、錨索を船首部に係止し、錨泊中の船舶を示す法定灯火を表示するとともに、船尾甲板を照らす作

業灯を点灯し、船首を南方に向け、機関を停止して錨泊を開始した。

錨泊を開始したとき、a 1 受審人は、操業を a 2 受審人に任せ、操舵室で休憩することとしたが、平素、a 2 受審人が一人で操業を行っても問題がなかったもので、何も指示する必要はないものと思い、同人に対して見張りを十分に行うよう指示せずに操舵室で休憩した。

a 2 受審人は、船尾甲板で一人で操業を行っていたところ、翌 20 日 02 時 56 分僅か前錨泊地点で、船首が 185 度を向いていたとき、右舷船尾 73 度 600 メートルのところに、B が表示する白、紅、緑 3 灯を視認することができ、その後同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、仕掛けを作ることに気をとられ、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a 2 受審人は、B に対して注意喚起信号を行わず、更に接近しても衝突を避けるための措置をとらずに錨泊を続け、02 時 59 分少し前右舷方至近に迫った B を認め、手を振りながら大声を出したものの、02 時 59 分僅か前伊計島灯台から 092 度 2.1 海里の地点において、A は、船首が 185 度を向いたまま、その右舷中央部に B の船首部が後方から 73 度の角度で衝突した。

当時、天候は曇りで風力 2 の南南西風が吹き、潮候はほぼ高潮時に当たり、視界は良好であった。

a 1 受審人は、操舵室で休憩中、右舷方至近に迫った B を認めたとほぼ同時に衝撃を受け、事後の措置に当たった。

また、B は、船体後部に操舵室を配し、同室前部右舷側に舵輪、機関遠隔操縦装置及び魚群探知機能が付いた GPS プロッターを、同部左舷側にレーダーをそれぞれ装備した、旗流し漁業に従事する FRP 製漁船で、b 受審人が単独で乗り組み、操業の目的で、船首 0.4 メートル船尾 1.2 メートルの喫水をもって、同日 01 時 50 分沖縄県

国頭郡金武町金武所在の係留地を発し、伊計島東方沖合の漁場に向かった。

b 受審人は、レーダー及びGPSプロッターを作動させ、航行中の動力船を示す法定灯火を表示し、操舵室で立った姿勢で操船に当たり、02時44分半僅か前伊計島灯台から053度1,600メートルの地点で、針路を112度に定めて自動操舵とし、6.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

b 受審人は、定針して間もなく船尾甲板で漁具が倒れる音がしたので、すぐ戻るつもりで、操舵室から同甲板に移動したものの、釣り糸が船尾甲板に散乱していたので、漁具の整理を始めた。

02時56分僅か前b 受審人は、伊計島灯台から088度1.8海里の地点に達したとき、正船首600メートルのところに、Aの白1灯を視認することができ、同船がほとんど移動しないことから、錨泊中であることが分かり、その後同船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、漁具を整理することに気をとられ、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、b 受審人は、Aを避けることなく続航し、Bは、原針路及び原速力のまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、右舷中央部外板に亀裂を伴う凹損等を、Bは、船首部外板に亀裂を伴う擦過傷をそれぞれ生じ、a 1 受審人が全治10日間の腰椎捻挫を負った。

（航法の適用）

本件は、伊計島東方沖合において、航行中のBと錨泊中のAとが衝突したもので、同海域には特別法の適用がないことから、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と錨泊中の船舶との関係についての航法規定がないことから、同法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、夜間、伊計島東方沖合において、航行中のBが、見張り不十分で、前路で錨泊中のAを避けなかったことによって発生したが、Aが、見張り不十分で、注意喚起信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

Aの運航が適切でなかったのは、船長が、操業中の甲板員に対して見張りを十分に行うよう指示しなかったことと、甲板員が、見張りを十分に行わなかったことによるものである。

b受審人は、夜間、伊計島東方沖合において、漁場に向けて航行する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、漁具を整理することに気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で錨泊中のAに気付かず、同船を避けないまま進行して衝突する事態を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、a1受審人を負傷させるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

a1受審人は、夜間、伊計島東方沖合において、操業をa2受審人に任せる場合、同人に対して見張りを十分に行うよう指示すべき注意義務があった。しかるに、a1受審人は、平素、a2受審人が一人で操業を行っても問題がなかったもので、何も指示する必要はないものと思い、同人に対して見張りを十分に行うよう指示しなかった職務上の過失により、

a 2 受審人が一人で操業中、錨泊を続けて B と衝突する事態を招き、A 及び B 両船にそれぞれ損傷を生じさせ、自ら負傷するに至った。

以上の a 1 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

a 2 受審人は、夜間、伊計島東方沖合において、操業を行いながら錨泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、仕掛けを作ることに気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、衝突のおそれがある態勢で接近する B に気付かず、注意喚起信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらずに錨泊を続け、同船と衝突する事態を招き、A 及び B 両船にそれぞれ損傷を生じさせ、a 1 受審人を負傷させるに至った。

以上の a 2 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 7 年 2 月 26 日

門司地方海難審判所那覇支所

審判官 山 本 哲 也